

4. 新地方公会計の現状と課題

「報告書」の第3章では、多摩・島しょ地域の自治体に対するアンケート調査や職員研修の中で集められた意見がまとめられている。そして、その内容からは、地方公会計情報の利活用が進んでいない最も大きな理由が浮かび上がる。それは、地方公会計情報の利活用のための全庁的な体制が整備できていない点である。

前述したように、地方公会計改革の目的は、効率化・スリム化のための政策の事後評価に資する情報基盤を整備することである。具体的な行政活動を効率化・スリム化する責任は、財政部門のみが負うべきものではない。また、資産情報を利活用するためには実際に個々の公共施設等の管理・運営を行っている部局の参画が不可欠であり、コスト情報を用いた政策評価・事業評価も実際にそれぞれの政策や事業を担当している部局において行われることが望ましい。そのような自治体全体として事後評価を行う体制が整備できていない状況では、利活用を進めることが困難であるのは当然である。

たしかに、地方公会計の利活用と全庁的体制の整備は「鶏が先か、卵が先か」という関係にあるかもしれない。担当部局が全庁的体制の整備を図るうえで、他の部局を説得する材料として利活用の実績があることを必要としていることは理解できる。しかし、利活用が進んでいない状況では、他の部局を説得するための実績

は得られず、結果として全庁的体制の整備はできず、利活用も進まないという悪循環に陥る。「報告書」の中のアンケートの結果から読み取ることができるのは、そのような悪循環が成立してしまっている危険性である。

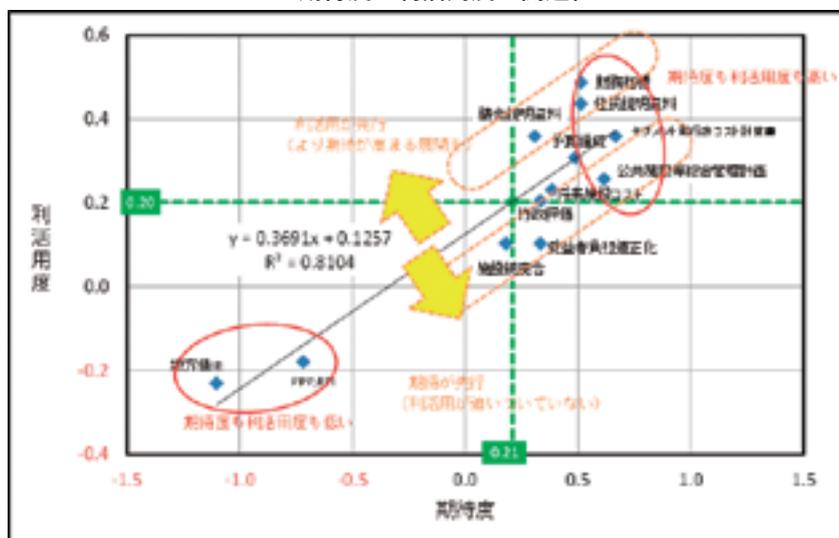
「報告書」では、分析の一環として期待度と利活用度の関連性の調査が行われているが、期待度が高いものの利活用が追いついていない項目に位置付けられているもの（「期待度と利活用度の関連性」の図表において右側グループの下位に位置付けられている項目）は、施設統廃合、受益者負担適正化、あるいは行政評価である。これらはすべて、実際に施設の管理や政策・事業の遂行を担当している部局が積極的に関わることが必要な項目である。一方で、利活用度の上位に位置付けられているのは、財政部門等の公会計担当部局のみで実施可能な財務指標や住民説明資料の作成であるにすぎない。このような状況を打開するためにも、全庁的な体制の整備こそが必要とされている。

5. 先進自治体における活用事例

「報告書」の第4章では、新地方公会計の利活用に関する先進的な自治体による取組の内容がまとめられている。具体的に取り上げられているのは、東京都、町田市、和光市（埼玉県）、精華町（京都府）、宇城市（熊本県）、砥部町（愛媛県）、吹田市（大阪府）、および大東市（大阪府）である。先進的な自治体のすべてが網羅されているわけではないが、主要な自治体はカバーできていると言えるだろう。

各事例の取りまとめにおいては、「取組のポイント」と「利活用の在り方のポイント」が分けて整理されている。WhatとHowが区分されていることで、各事例から読み取るべき点が明確になっている。新地方公会計の利活用が進まないことの原因の1つが、地方自治体の現場に「決算情報を使う」ということの実験と

▼期待度と利活用度の関連性



<出典> 「報告書」 P.44

知識が不足していることがある以上、多くの自治体は示された先進自治体の事例から「何が行われているのか」「どのように利活用されているのか」を学び、それらをまねることが望ましい。たとえ模倣であっても、実際に利活用に取り組むことで、経験を積み上げることができる。

ただし、先進的な自治体が新地方公会計の利活用に取り組んだことには、それぞれに背景となった事情がある。たとえば宇城市が利活用に取り組んだこと背景には、宇城市が5町合併で成立したまったく新しい自治体であり、今後の行財政運営のうえで新しい自治体の状況を早急に把握する必要があるとともに、旧自治体がそれぞれに整備してきた公共施設等が重複していることへの対応が必要であった点があった。そして、もしそのような背景事情が説明されていれば、合併後に同様の問題を抱えている自治体にとってこそ宇城市の事例が実践的な手本となることが明確になる。しかし「報告書」では、それらの背景事情が十分には示されていないのが少し残念である。

6. 利活用の在り方

「報告書」では、第5章で各自治体が地方公会計の改革にあたって進めるべき取組についての具体的な提言が示されており、その内容は図表68 (P.96-97) にまとめられている。地方公会計改革を進めようとしている自治体の担当者には、その内容を精読することを求めたい。

「報告書」の中の提言を一つ一つ取り上げることはできないが、全体として求められているのは全庁的な体制を整備するための意識改革であると解釈できる。財務書類等の利活用が進まないこと理由は、それらの難解さや新規性ではなく、地方自治体に財務書類等を利活用するための全庁的な意識や土俵が整備されていないことがある。

たとえば、作成した固定資産台帳の更新が行われないままでは、資産情報と実情との乖離が生じるため、資産情報の利活用を進めることはできない。資産情報の利活用を進める前提とし

て、固定資産台帳の更新が継続的に行われる庁内体制が整備されなければならない。

また、コスト情報に基づく政策評価・事業評価のためには、自治体全体としてのコスト情報を作成するだけでなく、政策・事業ごとのコスト情報を作成し、それぞれの政策・事業の担当者とともに評価を行う体制を整備することが必要である。

さらに、多くの自治体では複式簿記の導入にあたって期末一括仕訳の方式が採用される見込みだが、期末一括仕訳が伝票単位で行われるのではなく、決算書上の数値を整形することによって行われてしまうのでは、財務書類の数値を個々の伝票に遡って調査することはできず、財務書類等を用いた事後評価は表面的なレベルに止まってしまう。先進自治体のすべてが日々仕訳、すなわち伝票単位での仕訳を行っていることを、改めて強調しておきたい。

固定資産台帳の更新が十分に行われておらず、政策評価・事業評価のための区分されたコスト情報もなく、財務書類の内容から読み取られた特徴に関する原因調査を行うことができる会計記録もない状況では、地方公会計の利活用は進まない。このような状況を打開しようとする意識こそが必要である。

「報告書」には、多摩・島しょ地域における地方公会計の現状とその改善に向けた具体的な提言が示されている。それらは地方公会計改革を進めようとしている自治体の担当者にとって有意義な指針となる。地方公会計改革の背景にある少子高齢化・人口減少がさらに進んでいる中では、地方公会計から得られる情報を活用して、行政活動の効率性を高めることこそが求められている。作成された財務書類を前にして、集まって議論を繰り返すだけでは地方公会計の利活用は進まない。必要なのは、全庁的体制を整備するための具体的な行動である。